

[事案 2024-25] 転換契約無効請求

・令和7年1月10日 和解成立

<事案の概要>

無断で転換が行われたことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年4月に、従前の契約を終身保険（契約①）に転換（転換①）し、その後、平成20年12月に、契約①を積立利率変動型終身保険（契約②）に転換（転換②）した。しかし、以下の理由により、契約①②の既払込保険料から、支払われた給付金を差し引いた額を返還し、従前の契約の転換価格を支払ってほしい。

- (1) 転換①②は、自分が出張で不在の時に、募集人から一切説明がなく無断で行われた。
- (2) 転換前に募集人に会った際、保険の変更や転換はしないとはっきり伝えていた。
- (3) 配偶者に確認したところ、何度も良い保険だからと勧められて契約してしまったとのこと
で、署名が配偶者の筆跡であることは保険会社も確認済みである。
- (4) 自分の入金口座は、配偶者が管理していたものなので一切関知していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 仮に申込書類の署名が申立人によるものではなかったとしても、契約①②の加入にあたり、健康診断結果等を提出したり、契約②について自身で詳細な告知をしたりしていることや、転換②にあたって重複する契約を解約し、解約返戻金が申立人の口座に入金されたこと等から、申立人は加入時から本契約の存在を知り、継続していた。
- (2) 契約①②について、合計8回の入院給付金を請求、受領していること等から、申立人は加入を追認しているものと見做される。
- (3) 給付金請求は約款に従って行われており、有効なものであるため、入院給付金等の返金には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換①②当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約②について、筆跡から見て配偶者が代筆した可能性も高いと考えられ、無面接募集であった可能性が高いと考えられる。
- (2) 無面接募集は、必ずしも本人の意思による申込みであることが直ちに否定されるものではないものの、契約者に十分な契約内容の説明がなされなかったり、十分な意向把握ができなかったりする恐れがあり、本人の意思確認をする等の方法を取らなければ適切な募集とはいえない。
- (3) 配偶者が申立人から代筆の権限を与えられたことを募集人が確認したこと、または募集人

が本人の意思を確認したことの証拠も見出せず、募集人に対して事情聴取ができないため、配偶者による代筆に合理的理由があったという根拠を募集人の発言をもとに推論することもできず、不適切な募集がなされた可能性が否定できない。